

新旧対照表〔2023年12月1日実施〕

■ でんき契約約款料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）															
<p>5 料金等の支払方法 （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、当社または KDDI が承諾した場合には、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 税込額 110 円</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>5 料金等の支払方法 （略）</p> <p>(4) 当社および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社および KDDI 所定の事由に該当するときは、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 当社および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件</p>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
区分	単位	手数料額														
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円														
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)														
区分	単位	手数料額														
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)														

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<p>に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="1133 145 2134 293"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1149 392 2114 707"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストア において支払う場合</td> <td>収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストア において支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	単位	手数料額													
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)													
区分	手数料の額														
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)														
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストア において支払う場合	収納代行機関が定める額														
備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。															
<p>11 収納手数料の負担等 お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>														
<p>附 則 (実施期日) この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日) この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>														

■ できき契約約款料金表 (BIGLOBE でんき)

改定前 (旧)			改定後 (新)		
<p>5 料金等の支払方法 (略)</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、当社または KDDI が承諾した場合には、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) または窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料) の支払いを要します。</p>			<p>5 料金等の支払方法 (略)</p> <p>(4) 当社および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない (手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。)等当社および KDDI 所定の事由に該当するときは、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書 (KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。) の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)			
<p>(5) 当社および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき (支払期日を経過した後、サービス取扱所 (料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。) 以外において支払われた場合であって、当社または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。) は、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(5) 当社および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき (支払期日を経過した後、サービス取扱所 (料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。) 以外において支払われた場合であって、当社または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。) は、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1133 97 2132 197"> <tr> <td data-bbox="1133 97 1496 197"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1505 97 1868 197"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1877 97 2132 197"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1146 296 2119 612"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 296 1662 344">区分</th> <th data-bbox="1671 296 2119 344">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 351 1662 443"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1671 351 2119 443"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 450 1662 539"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1671 450 2119 539"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1146 545 2119 612"> 備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>11 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ できき契約約款料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>7 料金等の支払方法 （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、当社または KDDI が承諾した場合には、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払方法 （略）</p> <p>(4) 当社および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社および KDDI 所定の事由に該当するときは、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)			
<p>(5) 当社および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(5) 当社および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1128 97 2132 197"> <tr> <td data-bbox="1128 97 1496 197"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1863 197"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1863 97 2132 197"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1146 293 2114 612"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 293 1657 344">区分</th> <th data-bbox="1657 293 2114 344">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 344 1657 443"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1657 344 2114 443"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 443 1657 539"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1657 443 2114 539"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1146 539 2114 612"> 備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ 電気契約約款料金表

改定前 (旧)			改定後 (新)		
<p>5 料金等の支払方法 (略)</p> <p>(4) お客さまからのお申し出を当社または KDDI が承諾した場合には、当社または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項の申し出を行いその承諾を受けた場合、以下に定める払込取扱票発行等手数料（取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>5 料金等の支払方法 (略)</p> <p>(4) 当社および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社および KDDI 所定の事由に該当するときは、当社または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 税込額 110 円	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)			
<p>(5) 当社および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(5) 当社および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
			区分	単位	手数料額

<p>(5) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1131 97 2134 199"> <tr> <td data-bbox="1131 97 1496 199"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1861 199"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1861 97 2134 199"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1153 295 2112 614"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 295 1668 343">区分</th> <th data-bbox="1668 295 2112 343">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 343 1668 438"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1668 343 2112 438"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 438 1668 534"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1668 438 2112 534"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1153 534 2112 614"> 備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>10 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（いいのでんき）

改定前（旧）			改定後（新）								
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りではありません。</p>								
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額						
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）						
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）									
<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りではありません。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額			
区分	単位	手数料額									

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1133 98 2123 197"> <tr> <td data-bbox="1133 98 1496 197"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1505 98 1868 197"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1877 98 2123 197"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)					
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)							
<p>9 収納手数料の負担等 お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>9 収納手数料の負担等 お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1160 488 2101 833"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 488 1630 545">区分</th> <th data-bbox="1639 488 2101 545">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 552 1630 628">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1639 552 2101 628">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 635 1630 711">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1639 635 2101 711">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 718 2101 833">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額								
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。									
<p>附 則 (実施期日) この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>								

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）			改定後（新）								
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りではありません。</p>								
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額						
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）						
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）									
<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りではありません。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額			
区分	単位	手数料額									

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 105 1491 191"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1500 105 1859 191"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1868 105 2123 191"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)					
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)							
<p>9 収納手数料の負担等 お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p> <p>9 収納手数料の負担等 お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 488 1626 542">区分</th> <th data-bbox="1635 488 2105 542">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 549 1626 628">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1635 549 2105 628">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 635 1626 715">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1635 635 2105 715">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1155 721 2105 826">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額								
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。									
<p>附 則 (実施期日) この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>								

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（UQでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
			区分	単位	手数料額

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p> <p>(7) お客さまが、沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といいます。）と UQ mobile 契約を締結している場合、auEL は、料金等に係る債権を沖縄セルラーに譲渡し、これをお客さまは承認するものとします。この場合において、auEL および沖縄セルラーは、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>(8) (7)により譲渡した債権の取り扱いについては、本約款の規定にかかわらず、お客さまと沖縄セルラーとの契約内容に応じて、UQ でんき料金の請求に係る取扱規約に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1131 98 2134 197"> <tr> <td data-bbox="1131 98 1496 197"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 98 1861 197"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1861 98 2134 197"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p> <p>(9) お客さまが、沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といいます。）と UQ mobile 契約を締結している場合、auEL は、料金等に係る債権を沖縄セルラーに譲渡し、これをお客さまは承認するものとします。この場合において、auEL および沖縄セルラーは、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>(10) (9)により譲渡した債権の取り扱いについては、本約款の規定にかかわらず、お客さまと沖縄セルラーとの契約内容に応じて、UQ でんき料金の請求に係る取扱規約に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)					
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)							
<p>9 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>9 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1160 778 2107 1123"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 778 1630 836">区分</th> <th data-bbox="1630 778 2107 836">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 836 1630 919">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1630 836 2107 919">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 919 1630 1002">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1630 919 2107 1002">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 1002 2107 1123">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額								
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。									
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>								

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）			改定後（新）								
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りではありません。</p>								
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額						
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）						
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）									
<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する次の各号いずれかに該当するものが含まれる場合はこの限りではありません。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額			
区分	単位	手数料額									

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1133 98 2123 197"> <tr> <td data-bbox="1133 98 1496 197"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1505 98 1868 197"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1877 98 2123 197"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)					
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)							
<p>9 収納手数料の負担等 お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>9 収納手数料の負担等 お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1160 488 2101 833"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 488 1630 545">区分</th> <th data-bbox="1639 488 2101 545">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 552 1630 628">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1639 552 2101 628">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 635 1630 711">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1639 635 2101 711">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 718 2101 833">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額								
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。									
<p>附 則 (実施期日) この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>								

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
			区分	単位	手数料額

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<p>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</p>	<p>払込取扱票の発行 1 回ごとに</p>	<p>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</p>								
<p>9 収納手数料の負担等 お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p> <p>9 収納手数料の負担等 お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1176 438 2083 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 438 1612 486">区分</th> <th data-bbox="1612 438 2083 486">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 486 1612 558">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1612 486 2083 558">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 558 1612 630">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1612 558 2083 630">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1176 630 2083 703">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額										
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)										
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額										
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。											
<p>附 則 (実施期日) この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日) この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>										

■ できき契約約款（東京電力・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auELまたはKDDIが承諾した場合には、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auELおよびKDDIは、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等auELおよびKDDI所定の事由に該当するときは、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDIのWEBで請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
<p>(6) auELおよびKDDIは、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うauELまたはKDDIの事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auELまたはKDDIがその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(6) auELおよびKDDIは、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うauELまたはKDDIの事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auELまたはKDDIがその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額

<p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1137 97 2128 199"> <tr> <td data-bbox="1137 97 1496 199"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1865 199"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1865 97 2128 199"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1137 295 2128 592"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 295 1641 343">区分</th> <th data-bbox="1641 295 2128 343">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 343 1641 411"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1641 343 2128 411"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 411 1641 480"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1641 411 2128 480"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 480 2128 592"> 備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（BIGLOBEでんき）

改定前（旧）			改定後（新）								
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auELまたはKDDIが承諾した場合には、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auELおよびKDDIは、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等auELおよびKDDI所定の事由に該当するときは、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDIのWEBで請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>								
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額						
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）						
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）									
<p>(6) auELおよびKDDIは、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うauELまたはKDDIの事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auELまたはKDDIがその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額			
区分	単位	手数料額									

<p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1137 97 2128 199"> <tr> <td data-bbox="1137 97 1496 199"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1865 199"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1865 97 2128 199"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1137 295 2128 592"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 295 1641 343">区分</th> <th data-bbox="1641 295 2128 343">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 343 1641 411"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1641 343 2128 411"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 411 1641 483"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1641 411 2128 483"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 483 2128 592"> 備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額

<p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1137 97 2128 199"> <tr> <td data-bbox="1137 97 1496 199"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1865 199"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1865 97 2128 199"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1137 295 2128 592"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 295 1641 343">区分</th> <th data-bbox="1641 295 2128 343">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 343 1641 411"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1641 343 2128 411"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 411 1641 480"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1641 411 2128 480"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 480 2128 592"> 備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さまからのお申し出を auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項の申し出を行いその承諾を受けた場合、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL または KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは、前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円			

<p>(5) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1131 95 2134 151"> <tr> <td data-bbox="1131 95 1496 151">(払込取扱票発行手数料)</td> <td data-bbox="1496 95 1865 151"></td> <td data-bbox="1865 95 2134 151">(税込額 220 円)</td> </tr> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1153 244 2112 544"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 244 1659 295">区分</th> <th data-bbox="1659 244 2112 295">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 295 1659 368">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1659 295 2112 368">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 368 1659 442">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1659 368 2112 442">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1153 442 2112 544">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	(払込取扱票発行手数料)		(税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
(払込取扱票発行手数料)		(税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ できき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）			改定後（新）																							
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL が承諾した場合には、auEL が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額			
区分	単位	手数料額																								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
区分	単位	手数料額																								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																								
区分	単位	手数料額																								

<p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1137 97 2128 197"> <tr> <td data-bbox="1137 97 1496 197"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1865 197"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1865 97 2128 197"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1137 296 2128 592"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 296 1630 344">区分</th> <th data-bbox="1630 296 2128 344">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 344 1630 416"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1630 344 2128 416"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 416 1630 488"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1630 416 2128 488"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 488 2128 592"> 備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は 2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ できき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（BIGLOBE できき）

改定前（旧）			改定後（新）																							
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL が承諾した場合には、auEL が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)	区分	単位	手数料額			
区分	単位	手数料額																								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)																								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
区分	単位	手数料額																								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)																								
区分	単位	手数料額																								

<p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1137 97 2128 197"> <tr> <td data-bbox="1137 97 1496 197"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1865 197"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1865 97 2128 197"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1137 296 2128 592"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 296 1630 344">区分</th> <th data-bbox="1630 296 2128 344">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 344 1630 416"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1630 344 2128 416"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 416 1630 488"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1630 416 2128 488"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 488 2128 592"> 備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は 2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）			改定後（新）																							
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auEL が承諾した場合には、auEL が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 （税込額 110 円）</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 （税込額 330 円）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）	<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）</td> <td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 400 円 （税込額 440 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）	区分	単位	手数料額			
区分	単位	手数料額																								
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）																								
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）																								
区分	単位	手数料額																								
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）																								
区分	単位	手数料額																								

<p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1137 97 2128 196"> <tr> <td data-bbox="1137 97 1496 196"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1865 196"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1865 97 2128 196"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1137 295 2128 592"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 295 1630 343">区分</th> <th data-bbox="1630 295 2128 343">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 343 1630 413"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1630 343 2128 413"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 413 1630 483"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1630 413 2128 483"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 483 2128 592"> 備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は 2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さまからのお申し出を auEL が承諾した場合には、auEL が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項の申し出を行いその承諾を受けた場合、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>7 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
<p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p>			<p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p>		
<p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円			

<p>(5) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(払込取扱票発行手数料)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(税込額 220 円)</td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td style="text-align: center;">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td style="text-align: center;">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	(払込取扱票発行手数料)		(税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
(払込取扱票発行手数料)		(税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は 2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ でんき契約約款（北陸電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）									
<p>7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さま、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）を申し受けます。</p> <table border="1" data-bbox="107 821 1102 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項イまたはロによりよりがたい場合（以下「振込払い」といいます。）であり、前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場</p>
区分	単位	手数料額								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								

- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

- (3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (4) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (5) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

(6) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。

(7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の

<p>(5) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<p>収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1137 145 2123 395"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 145 1630 181">区分</th> <th data-bbox="1630 145 2123 181">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 181 1630 252">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1630 181 2123 252">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 252 1630 322">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1630 252 2123 322">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 322 2123 395">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額								
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。									
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>								
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>								

■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>8 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auELまたはKDDIが承諾した場合には、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>8 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auELおよびKDDIは、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等auELおよびKDDI所定の事由に該当するときは、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDIのWEBで請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
<p>(5) auELおよびKDDIは、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うauELまたはKDDIの事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auELまたはKDDIがその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(5) auELおよびKDDIは、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うauELまたはKDDIの事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auELまたはKDDIがその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額

<p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1131 97 2134 199"> <tr> <td data-bbox="1131 97 1496 199"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1861 199"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1861 97 2134 199"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1153 295 2112 593"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 295 1635 343">区分</th> <th data-bbox="1635 295 2112 343">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 343 1635 414"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1635 343 2112 414"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 414 1635 486"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1635 414 2112 486"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1153 486 2112 593"> 備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>14 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（BIGLOBEでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>8 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auELまたはKDDIが承諾した場合には、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>8 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auELおよびKDDIは、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等auELおよびKDDI所定の事由に該当するときは、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDIのWEBで請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行1回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
<p>(5) auELおよびKDDIは、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うauELまたはKDDIの事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auELまたはKDDIがその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(5) auELおよびKDDIは、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うauELまたはKDDIの事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auELまたはKDDIがその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auELまたはKDDIが別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
			区分	単位	手数料額

<p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1131 97 2130 196"> <tr> <td data-bbox="1131 97 1496 196"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1861 196"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1861 97 2130 196"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1153 295 2107 592"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 295 1635 343">区分</th> <th data-bbox="1635 295 2107 343">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 343 1635 411"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1635 343 2107 411"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 411 1635 485"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1635 411 2107 485"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1153 485 2107 592"> 備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>14 収納手数料の負担等 お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>8 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auELまたはKDDIが承諾した場合には、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>8 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
<p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>			<p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
			区分	単位	手数料額

<p>(6) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1131 97 2130 196"> <tr> <td data-bbox="1131 97 1496 196"> 払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料) </td> <td data-bbox="1496 97 1861 196"> 払込取扱票の発行 1 回ごとに </td> <td data-bbox="1861 97 2130 196"> 税抜額 200 円 (税込額 220 円) </td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1153 295 2107 592"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 295 1632 343">区分</th> <th data-bbox="1632 295 2107 343">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 343 1632 413"> 1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料) </td> <td data-bbox="1632 343 2107 413"> 税抜額 300 円 (税込額 330 円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 413 1632 483"> 2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合 </td> <td data-bbox="1632 413 2107 483"> 収納代行機関が定める額 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1153 483 2107 592"> 備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 関連規程または諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程または諸規程に定めるところによります。</p>	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)										
区分	手数料の額											
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)											
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額											
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。												
<p>14 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>											
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>											

■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
<p>8 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) お客さまからのお申し出を auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項の申し出を行いその承諾を受けた場合、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p>			<p>8 料金等の支払い （略）</p> <p>(4) auEL および KDDI は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 auEL および KDDI 所定の事由に該当するときは、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
区分	単位	手数料額	区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 （税込額 110 円）	窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 （税込額 330 円）			
			<p>(5) auEL および KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p>		
			区分	単位	手数料額
			払込取扱票発行等手数料	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円

<p>(5) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(払込取扱票発行手数料)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(税込額 220 円)</td> </tr> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td style="text-align: center;">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td style="text-align: center;">収納代行機関が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>(8) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	(払込取扱票発行手数料)		(税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
(払込取扱票発行手数料)		(税込額 220 円)								
区分	手数料の額									
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)									
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額									
<p>14 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>									
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>									

■ 電気契約約款（中国電力・auEL）料金表（いいのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）									
<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）を申し受けます。</p> <table border="1" data-bbox="107 821 1102 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払い（以下「振込払い」といいます）に必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項の振込払いに基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が</p>
区分	単位	手数料額								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								

- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

- (3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (4) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (5) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

(6) auEL または KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

(7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

<p>(5) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。</p> <p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1151 97 2110 347"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 97 1639 132">区分</th> <th data-bbox="1641 97 2110 132">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 134 1639 204">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1641 134 2110 204">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 205 1639 276">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1641 205 2110 276">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1151 277 2110 347">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。</p> <p>(10) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額								
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。									
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>								
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。</p>								

■ 電気契約約款（中国電力・auEL）料金表（BIGLOBE 電気）

改定前（旧）	改定後（新）									
<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他の電気約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）を申し受けます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他の電気約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払い（以下「振込払い」といいます）に必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項の振込払いに基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が</p>
区分	単位	手数料額								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								

- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

- (3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (4) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (5) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

(6) auEL または KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

(7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

<p>(5) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。</p> <p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1151 97 2112 347"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 97 1641 132">区分</th> <th data-bbox="1641 97 2112 132">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 132 1641 204">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1641 132 2112 204">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 204 1641 276">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1641 204 2112 276">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1151 276 2112 347">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。</p> <p>(10) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額								
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。									
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>								
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>								

■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）									
<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）を申し受けます。</p> <table border="1" data-bbox="107 821 1102 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 100 円 (税込額 110 円)</td> </tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払い（以下「振込払い」といいます）に必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項の振込払いに基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が</p>
区分	単位	手数料額								
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)								
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								

- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

- (3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (4) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (5) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
- イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

(6) auEL または KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

(7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

<p>(5) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。</p> <p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<table border="1" data-bbox="1153 95 2116 343"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 95 1646 135">区分</th> <th data-bbox="1646 95 2116 135">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 135 1646 199">1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td data-bbox="1646 135 2116 199">税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 199 1646 271">2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td data-bbox="1646 199 2116 271">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1153 271 2116 343">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) auEL または KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、auEL または KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。</p> <p>(10) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	手数料の額								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)								
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額								
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。									
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>								
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。</p>								

■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）						
<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>(1) auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(3) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくこ</p>	<p>7 料金等の支払義務および支払期日</p> <p>auEL は、料金その他のでんき約款および料金表に基づく債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払い（以下「振込払い」といいます）に必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(2) お客さまは前項の振込払いに基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1114 2128 1305"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td> <td>払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 400 円 (税込額 440 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(4) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくこ</p>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)
区分	単位	手数料額					
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)					

とがあります。

(4) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

(5) お客さまからのお申し出を auEL または KDDI が承諾した場合には、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。お客さまは、本項の申し出を行いその承諾を受けた場合、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票および 書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円 (税込額 330 円)

とがあります。

(5) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。
イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

(6) auEL または KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う auEL または KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、auEL または KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、auEL または KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。

(7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回 ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)

(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	

(9) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<p>定めるところによります。</p>
<p>13 収納手数料の負担等</p> <p>お客さまは、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>(削除)</p>
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2023年12月1日から実施いたします。</p>

■ UQ でんき料金の請求に係る取扱規約

改定前（旧）	改定後（新）																				
<p>（本規約の適用）</p> <p>第1条 KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「OCT」といい、「KDDI」と併せて「当社」といいます。）は、UQ でんき（KDDI のでんき契約約款に基づき提供されるでんきサービスをいいます。以下同じとします。）の料金その他債務（以下「UQ でんき料金」といいます。）について、この「UQ でんき料金の請求に係る取扱規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき UQ mobile 契約者へ請求する取扱い（以下「本取扱い」といいます。）を行います。</p>	<p>（本規約の適用）</p> <p>第1条 KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「OCT」といい、「KDDI」と併せて「当社」といいます。）は、UQ でんき（au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。））のでんき契約約款に基づき提供されるでんきサービスをいいます。以下同じとします。）の料金その他債務（以下「UQ でんき料金」といいます。）について、この「UQ でんき料金の請求に係る取扱規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき UQ mobile 契約者へ請求する取扱い（以下「本取扱い」といいます。）を行います。</p>																				
<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、本規約に特段の定めがない限り、本規約で使用する用語は、当社の UQ mobile 通信サービス契約約款の定めに従うものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 UQでんき契約</td> <td>KDDIのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>2 UQでんき契約者</td> <td>KDDIとの間にUQでんき契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>3 本契約</td> <td>UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約</td> </tr> <tr> <td>4 本契約者</td> <td>当社との間に本契約を締結している者</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用語の意味	1 UQでんき契約	KDDIのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約	2 UQでんき契約者	KDDIとの間にUQでんき契約を締結している者	3 本契約	UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約	4 本契約者	当社との間に本契約を締結している者	<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、本規約に特段の定めがない限り、本規約で使用する用語は、当社の UQ mobile 通信サービス契約約款の定めに従うものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 UQでんき契約</td> <td>auELのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>2 UQでんき契約者</td> <td>auELとの間にUQでんき契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>3 本契約</td> <td>UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約</td> </tr> <tr> <td>4 本契約者</td> <td>当社との間に本契約を締結している者</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用語の意味	1 UQでんき契約	auELのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約	2 UQでんき契約者	auELとの間にUQでんき契約を締結している者	3 本契約	UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約	4 本契約者	当社との間に本契約を締結している者
用 語	用語の意味																				
1 UQでんき契約	KDDIのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約																				
2 UQでんき契約者	KDDIとの間にUQでんき契約を締結している者																				
3 本契約	UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約																				
4 本契約者	当社との間に本契約を締結している者																				
用 語	用語の意味																				
1 UQでんき契約	auELのでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約																				
2 UQでんき契約者	auELとの間にUQでんき契約を締結している者																				
3 本契約	UQでんき料金の請求その他の取扱いに関して本規約に基づき当社との間で締結する契約																				
4 本契約者	当社との間に本契約を締結している者																				
<p>（債権の譲受）</p> <p>第7条 本契約者（OCTとの間にUQ mobile 契約を締結している者に限ります。以下、本条及び次条において同じとします。）は、OCTがKDDIからUQ でんきに関する債権を譲り受けることについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合において、当社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。</p>	<p>（債権の譲受）</p> <p>第7条 本契約者（KDDI又はOCTとの間にUQ mobile 契約を締結している者に限ります。以下、本条及び次条において同じとします。）は、当該UQ mobile 契約の相手方であるKDDI又はOCTがauELからUQ でんきに関する債権を譲り受けることについて、あらかじめ承諾し、かつ、本契約者は、当該債権に関し、当社に対する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限られない。）を放棄するものとします。この場合において、当社及びauELは、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。</p>																				
<p>（債権の譲渡）</p>	<p>（債権の譲渡）</p>																				

第 8 条 本契約者は、前条の規定により OCT が譲り受けた債権について、OCT が特定 UQ 契約に係る料金等と合算して KDDI に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合において、当社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(UQ でんき料金の支払い)
 第 9 条
 (略)
 5 KDDI は、次のいずれかに該当したときは、払込取扱票（KDDI が指定する店舗において UQ でんき料金の支払いを行うために必要な書面をいいます。以下同じとします。）を発行します。この場合において、本契約者は、その払込取扱票を使用して支払っていただきます。
 (1)口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に UQ でんき料金の支払いを要するとき。
 (2)口座振替による料金等の引き落としが残高不足により完了しなかったとき。
 (3)クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを KDDI が知ったとき。
 6 前項の場合において、KDDI は、その支払方法が変更され、かつ現に支払いが行われたことを KDDI が認知するまでの間、その支払いに係る払込取扱票の発行を継続するものとします。
 7 本契約者は、KDDI が払込取扱票を発行したときは、下表に規定する払込取扱票発行手数料に消費税相当額を加算した額の支払いを要します。ただし、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、この限りではありません。

区 分	単 位	料金額（税抜）
-----	-----	---------

第 8 条 本契約者は、前条の規定により OCT が譲り受けた債権について、OCT が特定 UQ 契約に係る料金等と合算して KDDI に譲渡することについて、あらかじめ承諾し、かつ、本契約者は、当該債権に関し、KDDI に対する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限られない。）を放棄するものとします。この場合において、当社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(UQ でんき料金の支払い)
 第 9 条
 (略)
 5 KDDI は、口座振替またはクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等 KDDI 所定の事由に該当するときは、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（KDDI の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行およびその他必要な取扱いを行います。
 6 お客さまは前項に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

区分	単位	手数料額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書 発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

7 KDDI は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う KDDI の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、KDDI がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。
 8 お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。

<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>税抜額 (税込額)</td> </tr> <tr> <td>払込取扱票発行手数料</td> <td>払込取扱票の発行1回ごとに</td> <td>100円 (110円)</td> </tr> </table>			税抜額 (税込額)	払込取扱票発行手数料	払込取扱票の発行1回ごとに	100円 (110円)		<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>単位</td> <td>手数料額</td> </tr> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行1回ごとに</td> <td>税抜額 200円 (税込額 220円)</td> </tr> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)	
		税抜額 (税込額)													
払込取扱票発行手数料	払込取扱票の発行1回ごとに	100円 (110円)													
区分	単位	手数料額													
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)													
<p>備考 特定UQ契約に係る料金等と合算して請求する場合は、上記の規定にかかわらず、本規約に基づく払込取扱票発行手数料の支払いを要しません。</p>		<p>9 お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>手数料の額</td> </tr> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300円 (税込額 330円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td>収納代行機関が定める額</td> </tr> </table> <p>備考 KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p>		区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円 (税込額 330円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額						
区分	手数料の額														
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円 (税込額 330円)														
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額														
<p>(収納手数料の負担等)</p> <p>第 11 条の 2 本契約者は、UQ でんき料金について、支払期日を経過した後コンビニエンスストアにおいて支払う場合、料金収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担していただきます。この場合において、負担を要する手数料の額は、収納代行機関の定めるところによります。</p>		<p>(削除)</p>													
<p>附 則</p> <p>本改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。</p>		<p>附 則</p> <p>本改正規定は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。</p>													